

茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様性を認め、尊重し合う社会の実現を目指し、パートナー関係にある二者がその自由な意思により行うパートナーシップ宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で、必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(対象者の要件)

第3条 宣誓又は継続申告（本市内への転入前に、本市とパートナーシップ宣誓制度に係る連携協定を締結している他の地方公共団体（以下「締結自治体」という。）において、次条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第7条第1項及び第2項に規定する交付書類に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。以下同じ。）（以下これらを「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓等をしようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓等をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができない続柄（同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。次条に規定する継続申告、第8条に規定する申請及び第9条に規定する届出においても同様とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) マイナンバーカード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- （継続申告の方法）

第5条 継続申告をしようとする者は、申告日を予約のうえ、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓継続申告書（第2号様式。以下「継続申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
 - (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（継続申告日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、継続申告について準用する。

（通称名の使用）

第6条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書又は継続申告書（以下「宣誓書等」という。）において通称名を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓等を行う時に提示するものとする。

（交付書類）

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により宣誓等をした者（以下「宣誓者等」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書等を受領し、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）に宣誓書等の写しを添付し、宣誓者等に交付するものとする。

- 2 前項の受領証に加え、希望する者に対しては、市長は、パートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式。以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証カード（以下「受領証等」という。）に記載するものとする。

（再交付）

第8条 前条の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者等は、当該受領証等を紛失し、毀損し、又は氏名（通称名を含む。）を変更したときは、パートナーシップ宣誓受領証等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。

2 宣誓者等は、前項の規定により提出する再交付申請書に、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。

4 市長は、再交付申請書の提出を受けた場合において、第4条第1項又は第5条第1項の規定により提出された宣誓書等が保存されているときは、受領証等を再交付するものとする。

（返還）

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）に受領証等を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者等の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合及び宣誓者等が締結自治体へ転出し当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の継続の申告をした場合を除く。）。

(3) 次条の規定により宣誓等が無効となったとき。

(4) その他宣誓等の要件に該当しなくなったとき。

2 前項第1号の双方の意思によることのできない特別な事情があるときは、宣誓者等の一方は、市長に申し立てなければならない。

3 市長は、前項の申立てがあつた場合において、内容を審査し、特別な事情があると認めるときは、第1項に定める返還届及び受領証等の提出を受けるものとする。

4 宣誓者等が締結自治体へ転出し当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の継続の申告をした場合において、受領証等を提出したときは、当該受領証等は第1項の規定により返還されたものとみなす。

（宣誓等の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当するときは、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項又は第5条第2項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(交付番号の公表)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、返還され、又は宣誓等を無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第12条 市長は、宣誓書等を、受領証等が返還され、又は宣誓等を無効とするまでの間及びその後5年間保存する。

(啓発)

第13条 市長は、この制度の趣旨が理解されるように、市民及び事業者への周知啓発に努める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行により行われる宣誓のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の規定により交付されているパートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードは、改正後の茅ヶ崎市パートナーシップ宣誓要綱の相当規定により交付されたものとみなす。